港

区

幼

稚

園教

育

職

員の勤勉手当に関する規則の

部を改正する

規

則

に

つ

1,1

て

# 令和6年3月25日 教育委員会議案資料 No.3

令和六年三月二十五日

港区教育委員会

港 区 幼 稚 遠 教 育 職 員 の 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 の 部 を 改 正 す る 規 則

港 区 幼 稚 遠 教 育 職 員 0) 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 平 成 + <u>-</u> 年 港 区 教 育 委 員 会 規 則 第 +五 号 の 一

部を次のように改正する。

第 四 条 第 項 第一号中「百 分 の 百十 七・五」を「 百 分 の 百十二・ 五 に、「 百 分 0) 百 三 十 二 ·

同項第二号中「百分の

五十七・五」

を 「 百

分

の

五

十

五

に、

百百

分の六十五」を「百分の六十三・七五」に改める。

五

を

百

分の百三十」に改め、

付則

この規則は、公布の日から施行する。

## 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改 正 案	<b></b>
(福智)	(福盤)
(	(赵統劃句)
2.58 (略) 三・七五) 三・七五) 三 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十五 (条例第十条の規職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十) 以外の職員 百分の百十二・五 (条例第十条の規定に基づき管理 採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 一 法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項の規定により 再之を得合を引合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を 間におけるその者の別表第一上欄に掲げる大勧等日数の区分に応じ 次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則の支給割合は、	て、3 (略) 祖定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十七・五 (条例第十条の職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十二・五) 以外の職員 百分の百十七・五 (条例第十条の規定に基づき管理 採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 一 法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項の規定により 馬と得た割合とする。 同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を 間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ 次の各号に掲げる職員の区分に応じ当談各号に定める支給割合は、 第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、

(級器)	(	
この規則は、令和六年四月一日から施行する。付、則		

### 令和6年3月25日 教育委員会議案資料 No. 3-3

教育人事企画課

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

#### 審議内容

給与改定による「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行います。

#### 1 経緯

令和5年第4回区議会定例会にて「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」が一部改正され、給料表、特別給(賞与)の支給月数等が改正されました。これに伴い、令和5年12月1日教育委員会にて「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正について審議・決定いただきました。同規則について令和6年度以降の支給月数をさらに一部改正をするものです。

### 2 主な改正内容

令和6年度以降の勤勉手当の支給月数等を下表のとおり規定します。

区 分		6月		12月		合計	
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	1.30	月	1.30	月	2.60	月
及び暫定再任用以外の職員	管理職員以外	1.125	月	1.125	月	2.25	月
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	0.6375	月	0.6375	月	1.275	月
及び暫定再任用職員	管理職員以外	0.55	月	0.55	月	1.10	月

#### 3 施行期日

令和6年4月1日